

「資料 政・経 2013」 追 録

2013年9月13日発行

東 学 (株)

- ① 2013年のおもな出来事 1
- ② 第23回参議院選挙 2, 3
- ③ 昨年の衆院選、「一票の格差」をめぐる判決 4
- ④ 共通番号(マイナンバー)制度が成立 5
- ⑤ 2013(平成25)年度一般会計歳入・歳出 6
- ⑥ ハーグ条約が国会で承認 7
- ⑦ 水銀を規制する「水俣条約」の制定 7
- ⑧ 婚外子相続差別は違憲 8
- ⑨ 騒乱が続くエジプト 8
- 訂正のお知らせ 8

① 2013年のおもな出来事

(カッコ内は追録の
参照ページ)

月 日	こ と が ら
1月 16日	アルジェリア南東部イナメナスのガス田施設を武装勢力が襲撃、プラント建設大手「日揮」の日本人駐在員ら外国人多数を拘束
19日	水銀規制の条約制定に向けジュネーブで開かれていた国連の政府間交渉が合意。名称は日本が提案した「水俣条約」に(p.7)
28日	第183通常国会が開幕
2月 5日	政府が、中国海軍の艦船が尖閣諸島沖の公海上で1月30日、海自護衛艦に射撃管制レーダーを照射したと発表、中国に厳重抗議
15日	ロシア南部ウラル地方のチェリャビンスク州周辺の上空で隕石が爆発して落下
3月 6日	最大2.43倍の「一票の格差」が生じた12年衆院選をめぐる訴訟の判決で、東京高裁が公選法の区割り規定を違憲と判断。25日には広島高裁も区割りを違憲と判断し、初の選挙無効判決を示す(p.4)
13日	第266代ローマ法王にアルゼンチン出身のベルゴリオ枢機卿を選出。中南米から初選出
15日	安倍首相が環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加を表明
18日	東京電力福島第一原発で停電、1、3、4号機の使用済み燃料プール代替冷却システムなど9設備が停止
4月 2日	国連総会が、通常兵器が市民虐殺や人権抑圧に使われないよう国際取引を規制する武器貿易条約を採択
5日	福島第一原発の地下貯水槽から推定120トンの汚染水が漏れ出していたことが発覚
16日	水俣病未認定患者の遺族が熊本県に認定を求めた訴訟で、最高裁は水俣病と認定して県の上告を棄却、最高裁の水俣病認定は初
19日	インターネットを使った選挙運動を解禁する改正公職選挙法が成立(p.3)
22日	英議会在が性別に関係なく長子を優先する改正王位継承法案を可決
5月 15日	13年度予算が成立
〃	東証株価が5年4カ月ぶりに1万5000円台
18日	北朝鮮が日本海側でミサイル3発を発射
5月 22日	原子力規制委員会は敦賀原発2号機直下の破砕帯は活断層との調査日報報告書を了承、再稼働は困難で廃炉の公算大
〃	国際結婚が破綻した際の子どもの扱いを定めたハーグ条約案件が参院で可決、承認(p.7)

月 日	こ と が ら
24日	国民に番号を割り振って納税や年金の情報を一元管理する共通番号法が成立(p.5)
25日	原子力規制庁は茨城県東海村の日本原子力研究開発機構の加速器施設で23日に放射性物質が漏えいしていたと発表
27日	成年後見人が付くと選挙権を失う規定を削除し、被後見人の選挙権を回復する改正公職選挙法が成立
29日	原子力規制委は「もんじゅ」の点検漏れで、安全管理体制が整うまで運転再開の準備作業を行わないよう命じることを正式決定
6月 4日	サッカー日本代表が14年W杯の出場を決める
5日	合計特殊出生率が12年は1.41となり、16年ぶりに1.40を上回る
6日	英紙が、米国家安全保障局が米通信大手会社の顧客数百万人の通話履歴を秘密裏に収集していると報道。9日、暴露したのはCIA元職員だとメディアが報道
13日	刑の一部を執行した後、残りの刑期を猶予する「一部執行猶予制度」創設を盛り込んだ改正刑法などが衆院本会議で可決、成立
17日	G8首脳会議(英国北アイルランド)が開幕
〃	巨大災害の発生直後から復旧、復興にとりかかれるようにする大規模災害復興法と改正災害対策基本法が成立
19日	原子力規制委員会が東電福島第一原発事故の教訓を取り入れ、地震や津波対策などを強化した原発の新規制基準を決定
21日	米司法当局がCIA元職員をスパイ活動取締法違反などの容疑で訴追
22日	ユネスコが「富士山」について世界文化遺産に登録することを決定
23日	東京都議選で自民、公明両党の候補が全員当選し圧勝、民主は共産を下回り第4党に
24日	衆院小選挙区定数[0増5減]で区割りを改定する改正公選法が衆院本会議で再可決され成立
26日	付きまといや、同居する恋人間の暴力への対策を強化する改正ストーカー規制法と改正DV防止法が成立
7月 1日	クロアチアがEU加盟
21日	第23回参議院選挙で自民が圧勝(p.2)
9月 4日	婚外子の遺産相続分を嫡出子の半分と定めた民法の規定は憲法に反すると最高裁判所が初の判断(p.8)
8日	2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地は東京と決定

2 第23回参議院選挙

第23回参院選は、7月21日に投票が行われ、自民党が65議席を獲得して圧勝した。与党の自民、公明両党は衆院に続き、非改選と合わせて過半数（122議席）を確保した。

日本の将来を決める「岐路」となる憲法、原発、TPPという政策課題が問われた参院選。国会が国民に改憲を発議するには、衆参両院で3分の2以上の賛成が必要。衆院では改憲勢力の自民党、みんなの党、日本維新の会の3党が既に3分の2以上を占める。今回、改憲勢力の3党が100議席を得れば参院でも3分の2となり、発議は可能となったが、有権者はその議席を与えなかった。

また、自民党は国内では原発の再稼働、海外向けには原発技術の輸出を前向きに進める方針で、主要政党の中で唯一、参院選の公約に「原発ゼロ」を盛り込まなかった。自公の圧勝で原発推進路線を強めて行くことになる。すでに電力4社が6原発12基の再稼働を申請しており、福島第一原発事故の原因説明が十分になされないまま、全国各地で再び原発が動き出す可能性が高まっている。

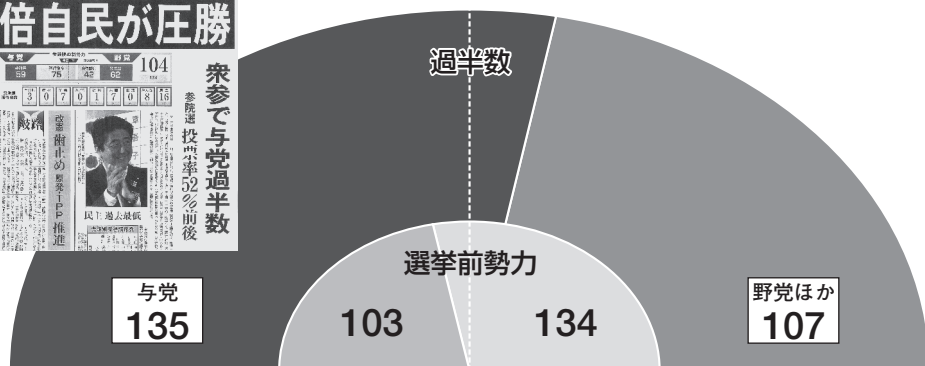
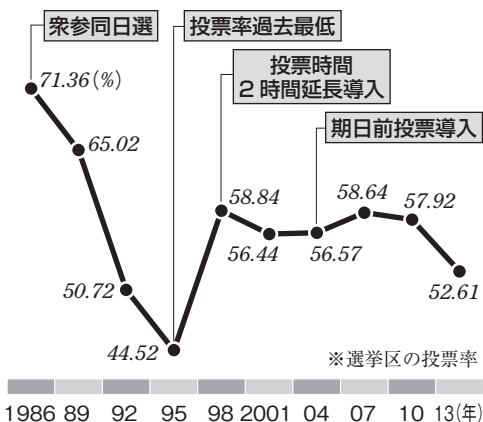
TPPでは、自民党はコメなど農産物の重要品目を関税撤廃の対象から外すことを目指すが、日本は後から交渉に参加した「後発国」として、不利な交渉を強いられるのは確実だ。日本は十分な交渉時間も確たる見通しもないまま、参加への道を突き進んでいくことになりそうだ。

●低迷する投票率

投票率（選挙区）は、前回の57.92%から下って52.61%となった。有権者の2人に1人が投票を棄権した形だ。戦後最低の投票率だった昨年末の衆院選、二番目に低かった今年6月の東京都議選に続き、投票率は低迷している。

総務省関連の財団法人「明るい選挙推進協会」が昨年の衆院選後に実施した有権者の意識調査では、投票に行かなかった理由で「適当な候補者も政党もなかった」が最多の26.1%。さらに過去3回の調査では常に半数を超えていた「投票を義務と考える」人は37%と大幅に減った。

●参院選投票率の推移



政党名	自民	公明	民主	維新	みんな	生活	共産	社民	みどり	その他	無所属
当選者	65	11	17	8	8	0	8	1	0	1	2
新勢力	115	20	59	9	18	2	11	3	0	2	2
議席の増減	(+31)	(+1)	(-27)	(+6)	(+5)	(-6)	(+5)	(-1)	(-4)	(-2)	(-3)

●開票結果

選挙区 低得票当選者			
1	森屋 宏 (山梨)	自民	142,529
2	高野光二郎 (高知)	自民	159,709
3	舞立 昇治 (鳥取)	自民	160,783
4	三木 亨 (徳島)	自民	179,127
5	森本 真治 (広島)	民主	194,358

比例区 低得票当選者			
1	新妻 秀規	公明	26,044
2	室井 邦彦	維新	32,107
3	中野 正志	維新	32,926
4	藤巻 健史	維新	33,237
5	仁比 聡平	共産	39,768

選挙区 高得票落選者			
1	鈴木 寛 (東京)	民主	552,714
2	畑野 君枝 (神奈川)	民主	444,955
3	小倉 淳 (東京)	維新	413,637
4	山根 隆治 (埼玉)	民主	389,625
5	伊藤 岳 (埼玉)	共産	353,594

比例区 高得票落選者			
1	三宅 洋平	緑の党	176,970
2	川合 孝典	民主	138,830
3	石井 一	民主	123,355
4	定光 克之	民主	120,782
5	山城 博治	社民	112,641

●初のネット選挙を振り返る

費用 電子メール, twitter, facebookはカネがかからないので, 選挙費用の軽減につながるし, 小さな政党にも公平——。ネット導入時はこんな触れ込みもあったが, 実際はどうだったのか。立命館大学の西田准教授は「ネットを効果的に使おうと思えば, 結局, 専門業者に依頼をせざるを得なくなる。ネットがあるからといって従来の選挙運動をやらなくていいわけではなく, ネットの分の費用が上乗せされただけだった」と否定的な見方を示す。twitterやfacebookから自分や政党のウェブサイトに誘導できても, 中身に面白みがないのでは有権者の心をつかめない。ウェブに凝った動画などを載せようとすると, それなりの制作費用が必要になる。ニュースサイト編集者の中川氏は「よく理解しないまま, 『うちも何かしないとまずい』という横並び意識であれこれ手を出し, 費用がかさんだ陣営もあった。選挙費用は今までよりかかっている」と説明する。

効果 「公示後, これだけの情報が流せるのは画期的なことであり, 今までとは全然違った」。選挙プランナーの松田氏はネット選挙の効果の大きさを強調する。従来は, 演説の時間や場所を大勢の有権者に伝えようとしても簡単にはいかなかったが, 即時に知らせることができるようになった。「選挙の主役は有権者なのに, そこにきちんと情報がいってなかった今までのやり方がむしろおかしい。ネット選挙は候補者だけでなく有権者にとっても大きなメリットがある」と語る。前述の中川氏は「ネットや怪文書などで誹謗中傷されたとしても, すぐに反論したり, 自分の考えを表明できるようになった。ネガティブな情報を打ち消す機能, それがネット選挙の大きな利点だろう」と指摘した。

今後 ネット選挙解禁などを盛り込んだ改正公職

ネットで選挙運動が出来る人

解禁される情報発信方法	候補者	政党	一般有権者
	ウェブ サイト	○	○
	SNS	○	○
	電子 メール	△	×
	有料ネット 広告	×	×

▲ネット選挙解禁でできること

選挙法が成立したのは今年4月。そこから手探りで準備を始めたため, ネットの特性を理解しないまま選挙を迎えた陣営も少なくなかったようだ。前述の中川氏は「周りが力を入れていないから『うちも別にいいか』とあまり力を入れていない陣営もあった。通常の選挙運動が忙しく, ネットの対応にまで手が回っていないところも多かった。ただ, 慣れてくる次回の選挙以降はより威力を発揮するのではないかと予測する。前述の西田准教授は「炎上するのが怖かったのか, 政策論争にまで踏み込まず, 演説の日程などを発信する程度にとどまっていた。投票行動に影響を与えるほどの効果はなかった」との見方を示す。また, 「自分からアクセスしなければいけないネットは, 今回の参院選のように選挙自体が盛り上がらないと意味がない。与党の優勢が伝えられた中, 国民もどれほど積極的にネット情報を利用したか分からないという。

③ 昨年の衆院選、「一票の格差」をめぐる判決

昨年(2012年)12月衆院選の「一票の不平等」をめぐる訴訟で、全国14の高裁・高裁支部で一つとして合憲の判断が示されないまま、計16件の判決が出揃った。広島高裁と同岡山支部が初の「違憲・無効」を宣告し、12の高裁・高裁支部が「違憲」、2高裁が「違憲状態」で、国会に極めて厳しい判断を示した。今秋にも最高裁が初めて無効判決に踏み込むかどうかが大きな焦点になる。

一連の訴訟で焦点となったのは、最高裁が2011年に「違憲状態」と判断した09年衆院選よりも格差が拡大した状態で選挙を実施した国会に対する司法判断だった。11年の最高裁判決は、都道府県に最初に1議席ずつを割り振る「1人別枠方式」が人口比例配分をゆがめていると指摘。国会は関連法から同方式の条文を削除したが、小選挙区定数を「0増5減」する区割り見直しは間に合わなかった。

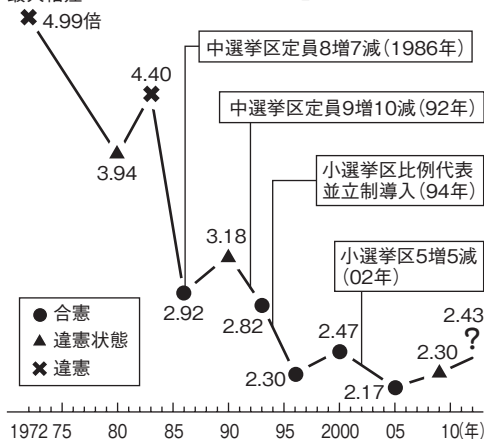
16件の判決のうち14件が違憲と判断したが、「0増5減」の評価については「基本的に1人別枠方式は維持されており、最高裁が求めた改正とは質的に異なる」(札幌高裁)という指摘も出た。

最も厳しい判断をしたのは、選挙のやり直しを命じた広島高裁と同高裁岡山支部だ。「違憲審査権が軽視された」(広島高裁)などとして、事態を放置してきた国会を痛烈に批判した。最高裁は1972年と83年衆院選を巡る訴訟で違憲判決を出したが、いずれも政治的混乱などを考慮し「事情判決の法理」を適用、無効判決の言い渡しを避けてきた。

●各裁判所の判決内容

判決日	裁判所	憲法判断	選挙の有効性
3月6日	東京高裁	違憲	有効
7日	札幌高裁	違憲	有効
14日	仙台高裁	違憲	有効
〃	名古屋高裁	違憲状態	有効
18日	福岡高裁	違憲状態	有効
〃	名古屋高裁・金沢支部	違憲	有効
22日	高松高裁	違憲	有効
25日	広島高裁	違憲	無効
26日	広島高裁・松江支部	違憲	有効
〃	東京高裁	違憲	有効
〃	広島高裁・岡山支部	違憲	無効
〃	広島高裁	違憲	有効
〃	福岡高裁・那覇支部	違憲	有効
〃	福岡高裁・宮崎支部	違憲	有効
〃	大阪高裁	違憲	有効
27日	仙台高裁・秋田支部	違憲	有効

最大格差 ●衆院選「1票の格差」を巡る最高裁判決



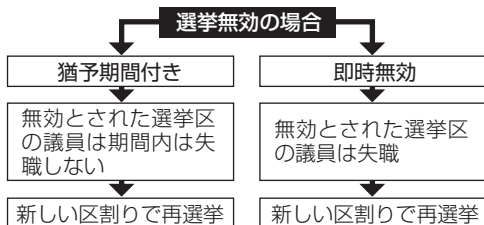
83年衆院選を巡る訴訟で最高裁は同法理の適用について「違憲な選挙の効力を否定しないことによる弊害と、無効判決による不都合などを総合考察すべきだ」と判断。2件の無効判決は、国民に保障された選挙権の平等が長期間損なわれる「弊害」に比べ、政治的な「不都合」が本当に大きいといえるか、最高裁に問題提起した形だ。

混乱回避の方策として広島高裁は、無効の効力が一定期間後に生じるとする「将来効判決」を出した。同高裁は選挙が無効となる日を、区割り見直し作業が始まった昨年11月26日から1年後に指定。その間に格差の是正を済ませ、再選挙を行うよう促した。

「即時無効」とした岡山支部も、無効の効力は「判決確定後、将来にわたって生じる」と説明。失職した議員が審議に関わった予算や法律の効果まで遡って無効となることはないとした上で「政治的に混乱が大きいと直ちにはいえない」とした。

最高裁は違憲判断を示すが無効判決は見送るとの見方が強い。その場合、2件の無効判決に対して反論する必要も生じる。定数訴訟の判決を過去23回言い渡してきた最高裁。今回の統一判断は違憲審査権のあり方も含め、従来以上に重いものになる。

(『日本経済新聞』2013.3.30ほかより)



④ 共通番号(マイナンバー)制度が成立

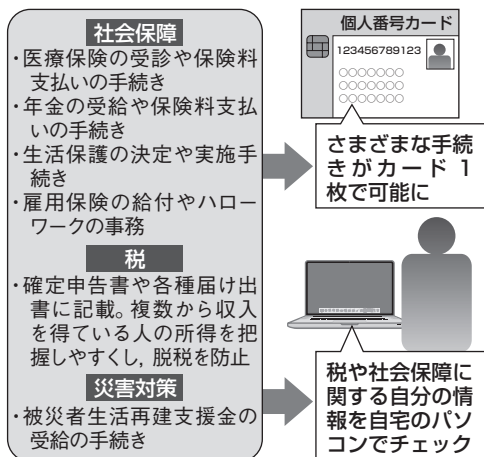
赤ちゃんからお年寄りまで国民一人一人に番号を割り振り、個人情報を一元的に管理して社会保障給付や納税に役立てる「共通番号(マイナンバー)法」が成立した。窓口での年金受給手続きなどが簡単になるほか、行政効率化も期待される。税務当局が個人の所得を正確に把握できるようになるため、税逃れを防げるとアピールするが、個人情報流出や国によるプライバシー侵害への不安も根強い。

国民に割り振られる個人番号は12ケタ程度で、希望すれば個人情報を記録するICチップ付きの「個人番号カード」が交付される。

それさえあれば、例えば、失業給付をハローワークに申請する場合、住民票や所得証明書を窓口に出しなくても済む。番号で本人確認が簡単にできるためだ。また、個人番号は原則として生涯変わらないので、転職や引越、結婚による姓の変更などがあっても番号で「誰か」を容易に特定できる。過去に払った年金の記録が確認できなくなる「消えた年金」のような問題は起きなくなると期待されている。

行政が大きく期待しているのは税務面だ。本業と副業の収入を異なる税務署の管内で得ている人の場合、届け出ている住所が違っていると、同一人物かどうか確認できないこともある。個人番号があれば正確に所得を把握できる。株式の配当を受け取ったり、満期を迎えた生命保険から保険金が支払われたりする場合も、会社などから税務署に番号が通知される。このため申告漏れや所得隠しを防ぐことにつながる。また、サラリーマンは給料から税金が源泉徴収され

共通番号はどんなことに利用される？



共通番号法が成立



るが、番号制度には自営業者が行う確定申告の内容が正しいかどうかをチェックする機能はない。売上げを意図的に少なくしたり、経費を過大に請求したりする行為は税務署が見抜くしかない。

情報漏れ、海外は深刻 共通番号が民間にも幅広く使われ、個人情報の悪用が社会問題になっている国がある。「娘の番号を使って他人が銀行の融資を受けた」「クレジットカードを勝手につくられ、買い物をした」。11年9月の米下院の公聴会では、米国の普及している「社会保障番号」を悪用された人たちが被害を訴えた。

民間でも幅広く番号を使えるため、個人の番号とクレジットカードの利用履歴を結びつけた「情報」を売る商売などが横行している。米司法省によると、番号悪用の被害は06～08年の3年間で1,170万件、損害額は12年には年500億ドル(約5兆円)に達した。

韓国は13桁の「住民登録番号」で国民の情報を管理しているが、08年にネットショッピングの利用者1千万人超の情報が流出した。11年には交流サイトを運営する会社がハッキングの被害にあった。これで、韓国のネット利用者のほとんどにあたる約3,500万人分の個人情報が漏れたという。

国名	制度名	身分証明書(本人が持つもの)	情報の使い道	企業など民間で使えるか
日本	共通番号制度	顔写真付きのICカード	社会保障、納税事務、災害支援など	禁止
ドイツ	納税者番号制度	ICカード	税務	禁止
米国	社会保障番号制度	紙製のカード	年金、医療、そのほか社会扶助、行政サービスの本人確認	制限なし
デンマーク	国民登録制度	なし	年金、医療、税務のほか、あらゆる行政サービス	制限なし
韓国	住民登録制度	住民登録番号証(ICカード化を計画中)	電子政府へのログイン、年金、医療、納税事務など	制限なし

5 2013(平成25)年度一般会計歳入・歳出

		2013 年度 (A)		2012 年度 (B)		増減 (A) - (B) (億円)	伸び率 (A) - (B) (B) × 100 (%)
		金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)		
歳入予算	租税及印紙収入	430,960	46.5	426,070	42.4	4,890	1.1
	官業益金及官業収入	448	0.0	167	0.0	281	168.3
	政府資産整理収入	1,903	0.2	1,976	0.2	△ 73	△ 3.7
	雑収入	35,981	3.9	36,792	3.7	△ 811	△ 2.2
	公債金	428,510	46.3	494,650	49.2	△ 66,140	△ 13.4
	年金特例公債金	26,110	2.8	25,842	2.6	268	1.0
	前年度剰余金受入	2,203	0.2	19,870	2.0	△ 17,667	△ 88.9
	計	926,115	100.0	1,005,367	100.0	△ 79,252	△ 7.9
歳出予算 (目的別)	1. 国家機関費	42,862	4.6	45,318	4.5	△ 2,456	△ 5.4
	皇室費	61	0.0	61	0.0	0	0.0
	国会費	1,340	0.1	1,324	0.1	16	1.2
	選挙費	505	0.1	1	0.0	504	50400.0
	司法・警察及び消防費	14,173	1.5	15,456	1.5	△ 1,283	△ 8.3
	外交費	6,352	0.7	8,316	0.8	△ 1,964	△ 23.6
	一般行政費	12,760	1.4	12,526	1.2	234	1.9
	徴税費	7,525	0.8	7,485	0.7	40	0.5
	貨幣製造費	146	0.0	149	0.0	△ 3	△ 2.0
	2. 地方財政費	164,145	17.7	169,005	16.8	△ 4,860	△ 2.9
	3. 防衛関係費	47,640	5.1	48,356	4.8	△ 716	△ 1.5
	4. 国土保全及び開発費	52,184	5.6	68,916	6.9	△ 16,732	△ 24.3
	5. 産業経済費	27,207	2.9	45,584	4.5	△ 18,377	△ 40.3
	農林水産業費	14,672	1.6	17,845	1.8	△ 3,173	△ 17.8
	商工鉱業費	9,759	1.1	22,957	2.3	△ 13,198	△ 57.5
	運輸通信費	1,945	0.2	3,059	0.3	△ 1,114	△ 36.4
	物資及び物価調整費	831	0.1	1,722	0.2	△ 891	△ 51.7
	6. 教育文化費	51,353	5.5	61,071	6.1	△ 9,718	△ 15.9
	学校教育費	39,430	4.3	45,565	4.5	△ 6,135	△ 13.5
	社会教育及び文化費	1,425	0.2	1,570	0.2	△ 145	△ 9.2
	科学振興費	10,495	1.1	13,923	1.4	△ 3,428	△ 24.6
	災害対策費	3	0.0	15	0.0	△ 12	△ 80.0
	7. 社会保障関係費	296,317	32.0	300,005	29.8	△ 3,688	△ 1.2
	社会保険費	224,401	24.2	225,399	22.4	△ 998	△ 0.4
	生活保護費	28,614	3.1	28,092	2.8	522	1.9
	社会福祉費	22,630	2.4	22,013	2.2	617	2.8
	住宅対策費	1,527	0.2	1,501	0.1	26	1.7
	失業対策費	318	0.0	2,093	0.2	△ 1,775	△ 84.8
	保健衛生費	4,426	0.5	6,220	0.6	△ 1,794	△ 28.8
	試験研究費	1,232	0.1	1,162	0.1	70	6.0
	災害対策費	12	0.0	32	0.0	△ 20	△ 62.5
	その他	13,157	1.4	13,494	1.3	△ 337	△ 2.5
	8. 恩給費	5,036	0.5	5,697	0.6	△ 661	△ 11.6
	文官恩給費	152	0.0	172	0.0	△ 20	△ 11.6
	旧軍人遺族等恩給費	4,635	0.5	5,247	0.5	△ 612	△ 11.7
	その他	249	0.0	277	0.0	△ 28	△ 10.1
	9. 国債費	222,415	24.0	215,453	21.4	6,962	3.2
	10. 経済危機対応・地域活性化予備費	—	—	9,100	0.9	—	—
	11. 予備費	3,500	0.4	3,500	0.3	0	0.0
	12. その他	13,454	1.5	33362	3.3	△ 19,908	△ 59.7
	計	926,113	100.0	1,005,367	100.0	△ 79,254	△ 7.9

(注) 2012 年度は補正後, 2013 年度は当初予算。△はマイナス。

(財務省資料より作成)

⑥ ハーグ条約が国会で承認

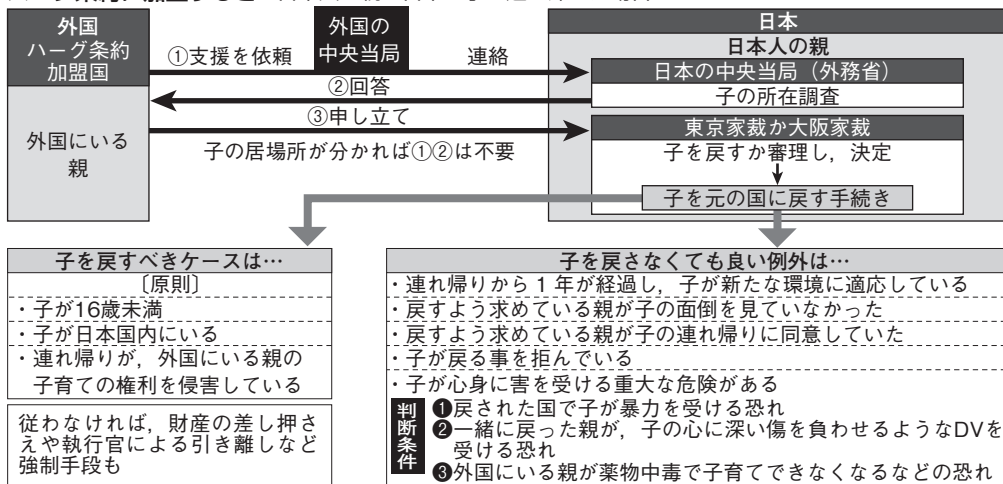
国際結婚が破綻した際の子どもの扱いを定めるハーグ条約の承認案が参院本会議で可決され、承認された。ハーグ条約では、国際結婚が破綻した夫婦が別々の国で暮らすようになった場合、16歳未満の子どもを養う親権は結婚の破綻前に家族が暮らした国で決めるのが基本。夫婦で話がまとまらずに一方が母国に子どもを連れ帰っても、原則としてそれまで家族がいた国にいったん子どもを戻す。

子どもが連れ帰られた国の政府は返還に向けて仲

裁や調停などで支援し、不調なら裁判所が返還のは非を判断。虐待などで子どもに「重大な危険」が及ぶ場合には裁判所が返還を拒める。

国際結婚の増加を背景に条約は30年前に発効したが、日本では離婚をめぐる他国との考え方の違いもあり議論が進まなかった。日本では離婚後の親権を一方の親に認めるが、加盟国には両親に認める国が多い。外国人の夫と別れた日本人の妻が子どもを日本に連れ帰り、夫が子どもを戻すよう訴える例が目立ち、欧米諸国から「連れ去り」との批判も出ている。〔朝日新聞〕2013. 5. 22)

ハーグ条約に加盟すると…日本人の親が日本に子を連れ帰った場合



⑦ 水銀を規制する「水俣条約」の制定

水銀は人体に有害だが、自然界に広く分布し、蛍光灯や電池、化学工業などに使われてきた。水銀を使わない製品の開発が進んでいるが、割高なこともあり、途上国を中心にまだ使われ、環境汚染や健康被害を引き起こしている。国連環境計画（UNEP）は2001年に各国に対策を呼びかけ、実態調査を重ね、2010年から規制に向けた条約策定の政府間交渉が始まった。

条約案によると、水銀を使う血圧計や体温計、水銀を一定量以上含む蛍光灯や電池など特定の製品の輸出入や製造を一定期限までに禁止する。石炭火力発電や金属製錬では鉱石に含まれる水銀が燃焼により蒸発して大気に排出され、地球規模の環境汚染の原因となっているので、その排出量の削減も義務づけられる。新しい水銀鉱山の開発も禁止する。各国が協力して市場に出回る水銀を減らす仕組みができ

れば、被害も減らせると考えられる。

条約案の名称は日本が提案した「水俣条約」とすることを各国は了承した。条約は10月に熊本県で開かれる国際会議で採択される予定だ。

〔毎日新聞〕2013. 1. 12に加筆）

水俣条約のポイント

- 水銀を使った血圧計や水銀を一定量以上含む蛍光灯など16品目の製造を2020年に禁止
- 輸出入を条約で認められた用途などに限定
- 大気への排出削減のために、新設の石炭火力発電などに最良の設備を義務づけ
- 水銀を含む廃棄物の適切な管理・処分
- 小規模な金採掘での水銀使用廃絶に向けた国家計画を作成
- 水銀鉱山の新規開発禁止、既存鉱山は条約発効の15年後に廃止
- 途上国への資金援助、技術支援・移転を実施
- 発行は50カ国目の批准から90日後

⑧ 婚外子(非嫡出子)の相続差別は違憲

事実婚など法律上の結婚をしていない男女間に生まれた婚外子の遺産相続分が、結婚した夫婦の子の半分と定めた民法の規定が憲法に反するか否かが争われた裁判の特別抗告審の決定で、最高裁判所大法廷は「憲法第14条が保障する法の下での平等に反する」として、規定を違憲とする初判断を示した。

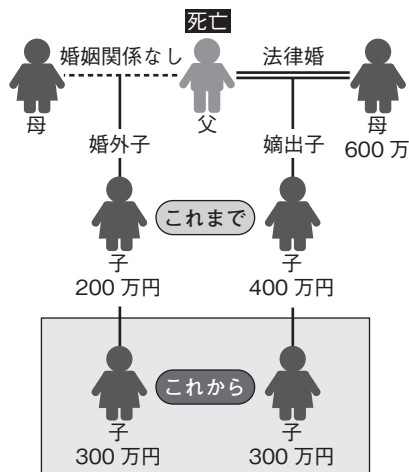
民法 900 条 4 号

……ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし……

決定は14裁判官による全員一致の意見で、「家族形態の多様化や国民意識の変化などを考慮すると、出生に選択の余地のない子供に不利益を及ぼすことは許されない」との判断を示した。なお、すでに解決した遺産相続については、法的安定性に配慮して、今回の違憲判断は影響せず、相続内容を覆すことは相当でないとした。

相続差別をめぐっては、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓などと併せて差別を解消する民法改正を答申した。これを受けて政府は改正法案の提出を模索したが、当時与党だった自民党内に「婚姻制度が乱れる」などとする反発が根強く、法案提出は頓挫した。その後、民主党政権下でも再び改正法案提出の動きが出たが、閣内不一致で見送られた経緯があり、差別に目をつぶり続けてきた国会の対応があらためて問題となる。今回の決定を受けて、政府は早ければ秋の臨時国会で民法改正を目指す。

婚外子の相続の例（父の遺産が1,200万円の場合）



⑨ 騒乱が続くエジプト

7月3日、エジプトでクーデタが発生し、モルシ大統領が軍に拘束された。エジプトでは6月末から大統領への抗議デモが全土に広がり、これに対抗する大統領支持のデモも頻発。両者の衝突が発生するなか、「混乱の收拾」を大義に軍が介入したのだ。



エジプトでは1981年以来、軍の支援を受けたムバラク氏が大統領の座にあったが、物価の高騰や失業を背景に、これに対する抗議デモが激化。そこには大きく二つの系統があり、一方にはイスラームの価値を重視する勢力があり、なかでも貧困層の生活支援などで幅広い支持を集めていたのが「ムスリム同胞団」だった。もう一方には、中間層を中心とするリベラル派や、エジプトで少数派のキリスト教徒など、イスラームと距離を置く勢力があった。両者はともに独裁的なムバラク政権に弾圧されていたため、これを打倒する一点で協力した。

抗議デモの広がりを受け、ムバラク氏は2011年2月に大統領を辞任。その後、軍による暫定統治のもとで、2012年5月から6月にかけて大統領選挙が実施された結果、ムスリム同胞団の固い支持基盤に支えられたモルシ氏が当選した。

2012年6月、抗議デモを武力で鎮圧し、多くの死傷者を出した責任を問われたムバラク氏の二人の息子に対して、裁判所が証拠不十分で無罪判決を出したことから、各地で暴動が発生。軍や司法関係者に旧体制支持者が多いことは、ムバラク政権に批判的だった諸勢力の不満を高めた。また、物価の高騰はおさまったものの、失業が逆に増えたことも、反モルシ派の結束を促す一因になった。

7月4日に暫定大統領に就任したマンスール最高憲法裁判所長官は、早い時期に選挙を実施すると言明。しかし、仮にそうなったとしても、各勢力間の根深い対立が容易に解消するとは考えにくく、エジプトに安定した民主主義が根付くには、相当の期間が必要といえるだろう。（『The PAGE』、六辻彰二氏の文）

●訂正のお知らせ

- ・p.68③, P.70⑦ ロシア大統領の任期
4年 → 6年
- ・p.99 左13行目
グローバル化 → グローバル化